

幸田町スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、幸田町スポーツ協会規約（昭和51年幸田町体育協会規約）第3条に規定する目的を達成するため、本町のスポーツの向上発展に功績のあった個人の表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、会長が次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

(1) 功労章

- ア 幸田町スポーツ協会（以下「協会」という。）の理事長として、会の発展に寄与し、その職務を退任したもの。
- イ 協会の副会長、会計及び常任理事として、会の発展のために通算10年以上寄与したもの。
- ウ 加盟団体の会長、副会長及び理事長職として、その団体の発展に通算10年以上寄与したもの。
- エ 加盟団体において通算10年以上にわたり本町のスポーツの振興に協力し、競技者の育成指導に努めたもの。

(2) 栄光章

- ア 国民体育大会又は日本選手権大会に出場した選手
- イ 日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、全国の大学競技団体、日本スポーツ協会又は日本スポーツ協会加盟団体が公認する全国大会（以下「公認全国大会」という。）に出場した選手
- ウ 東海中学校体育連盟、東海高等学校体育連盟、東海地区の大学競技団体又は愛知県の競技団体が公認する東海大会で優勝した選手
- エ 愛知県中小学校体育連盟、愛知県高等学校体育連盟又は愛知県の競技団体が公認する県大会で優勝した選手

(3) 特別栄光章

- ア オリンピック及び世界選手権大会に出場した選手又は監督
- イ 国際競技連盟が公認する国際競技大会等に出場した選手又は監督
- ウ 国民体育大会、日本選手権大会において3位以上に入賞した選手又は監督
- エ 公認全国大会において3位以上に入賞した選手又は監督

(4) 奨励章

公認全国大会以外の全国大会において3位以上に入賞した選手

(5) 貢献章

本町のスポーツの振興に通算10年以上貢献したもの。

2 前項第1号イ、ウ及びエ並びに第5号の規定により表彰したものを重ねて表彰するときは、前回の表彰から10年を経過したものでなければならない。

(被表彰者の資格)

第3条 被表彰者の資格は、次に掲げる者が有する。

- (1) 町内に在住、在勤、在学をする者
- (2) 幸田町に在住していた者で、町外の小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒及び大学生若しくはこれらに準ずる者

(被表彰者の選出及び決定)

第4条 被表彰者の選考は、各競技団体等の長、教育委員会、学校長又はスポーツ推進委員が推薦し、常任理事会の承認を得て会長が決定する。

2 各競技団体の長又は学校長が推薦する場合は、別に定める日までに関係書類を会長に提出しなければならない。

(表彰)

第5条 前条第1項の規定に基づき被表彰者として決定したものに対し、表彰状等を授与するものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年1回とし、会長が定める日に行う。

(表彰の期間)

第7条 表彰の対象期間は、前年度の9月1日から当該年度の8月31日までとする。

2 表彰に欠落があった場合は、当該表彰の対象期間前1年間に限り、さかのぼって表彰することができるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰の運用について必要な事項は常任理事会で協議し会長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月20日から施行する。